

大田区中小企業融資あっせん書有効期限延長申請書

(宛先) 大田区長

住 所

金融機関

支 店 長 _____ 印

担 当 者

電 話 ()

大田区中小企業融資あっせんに関する規則第9条第1項の規定のに基づき、下記の融資あっせんについて、有効期限を（1か月・2か月・3か月）後の応当日まで延長するよう申請します。

記

事業者名 (法人は法人名)		代表者名 (※法人のみ)	
あっせん番号		あっせん日	年 月 日
あっせん先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 支店		
資金名 (該当資金に○)	・ 開業資金（商店街空き店舗活用及びものづくり事業を含む。） ・ 一般設備資金 ・ チャレンジ企業応援資金 ・ SDGs・脱炭素推進企業支援資金（設備資金のみ）		
理由	1 信用保証協会の審査に時間を要しているため。 2 金融機関の審査に時間を要しているため。 3 その他 ()		

《留意事項》

- 1 あっせん書はあっせん日から3か月後の応当日までに融資が実行されない場合は、失効します。
- 2 あっせん書の有効期限の延長を希望する場合は、①事前に延長したい旨及び理由を大田区産業経済課融資係(03-3733-6185)に相談の上、②あっせん日から3か月後の応当日までに延長申請が必要です(あっせん日から3か月後の応当日を過ぎてからの延長申請はできません。)。
- 3 あっせん申込時から事業計画書や金額等の内容に変更がある場合は、延長申請は認められません。再度あっせん申込が必要となりますのでご注意ください。
- 4 延長申請が可能な資金は、上記の資金名欄に記載がある資金のみです。
- 5 延長可能期間は3か月までです。1か月・2か月・3か月のうち、相応な期間に○を付けてください。
- 6 延長を要する理由について、主なもの1つに○を付けてください（「その他」は、具体的な理由を記入してください。）。